

上乗せ協力金にかかる「月額賃料」の算定方法

- 令和3年3月に実際に支払った賃料等^{※1} から、次の基準により算定します。

対象	店舗建物（土地）の賃料、 来客専用駐車場 ^{※2} の賃料	共益費・管理費 ^{※3}
	上記にかかる消費税及び地方消費税	
対象外	上記以外の費用 ^{※4} (光熱水費、保険料、テナント会費など)	

- ※1 変動家賃の場合は、令和3年3月に支払っている金額により算定します。賃料等が減免されている場合は、減免後の金額により算定します。複数月分をまとめて支払っている場合は、1か月あたりの平均額で算定します。
- ※2 店舗から直線距離でおおむね100メートル以内にある場合に限ります。提携駐車場などであっても、契約書類および支払い実績の確認が出来る場合は対象となります。
- ※3 賃料と一体で契約等に規定されているものに限ります。
- ※4 店舗営業と関係しない面積部分（事務所など）は対象外となります。

● 令和3年3月の支払い実績がない場合

複数月払いの場合 (例) 令和3年2月に2か月分をまとめて支払い

- ➔ 令和2年3月以降で直近の支払い金額（1か月あたりの平均額）により算定します。

支払いが猶予されている場合

- ➔ 令和2年3月以降で直近の支払い金額により算定します。

支払いが免除されている場合

- ➔ 上乗せ協力金の支給対象外となります。

※ 月額賃料を算定する基準は
支払実績がある場合と同様